



ひとり親カフェ

開催時間：13時30分から15時30分

オンライン又はOKBふれあい会館会議室での参加となります。

日	内容	講師	申し込み締切日	申し込みフォーム
令和6年 9月21日(土)	自分を大切に ～こころが楽になるコミュニケーション～	キャリアコンサルタント/育休アドバイザー/女性労働協会認定講師 藤井しのぶ氏	9月6日(金)	
令和6年 11月9日(土)	健やかな心のためのセルフケア講座	キャリアコンサルタント/精神保健福祉士/女性労働協会認定講師 片岡実佐子氏	10月25日(金)	

講師からのお話の後、交流会を行います。ひとりで子育てや仕事などしているひとり親さん同士の交流の場です。

巡回相談

児童扶養手当の現況届提出時期に合わせ、相談員が各地域の市役所・町村役場にてお悩みやご相談などお話をお聞きします。

市町村名	日	時間	実施場所
岐阜圏域	各務原市	8月1日(木) 12:00-16:00	各務原市役所 本庁1階④窓口前
	山県市	8月2日(木) 12:00-16:00	山県市保健福祉ふれあいセンター
	瑞穂市	8月6日(火) 12:00-16:00	瑞穂市役所 穂積庁舎3階 相談室
	本巣市	8月15日(木) 12:00-16:00	本巣市役所(新庁舎)1階 会議室2
	岐南町	8月19日(月) 9:30-12:30	岐南町役場 本庁舎 1階 相談室
	笠松町	8月7日(水) 9:30-12:30	笠松町役場2階 第1会議室
西濃圏域	北方町	8月14日(水) 9:30-12:30	北方町役場2階 第2会議室
	大垣市	8月1日(木) 12:00-16:00	大垣市役所 子育て支援課内
	養老町	8月7日(水) 12:00-16:00	養老町役場3階 第4会議室
	垂井町	8月20日(火) 12:00-16:00	垂井町役場1階 コミュニティルーム
	神戸町	8月8日(木) 9:30-12:30	神戸町役場 本庁舎1階 相談室
中濃圏域	揖斐川町	8月5日(月) 9:30-12:30	揖斐川町役場 本庁2階 第4会議室
	大野町	8月13日(火) 9:30-12:30	大野町役場1階 ③番窓口 子育て支援課
	関市	8月9日(金) 12:00-16:00	関市役所 子ども家庭課
	美濃市	8月5日(月) 12:00-16:00	美濃市役所 子ども家庭係(相談室)
東濃圏域	美濃加茂市	8月2日(金) 12:00-16:00	生涯学習センター 202号室
	可児市	8月28日(水) 12:00-16:00	可児市役所本庁舎1階 福祉支援課窓口カウンター横
	郡上市	8月23日(金) 12:00-16:00	郡上市役所本庁舎 市民相談室
飛騨圏域	中津川市	8月8日(木) 12:00-16:00	中津川市役所 子ども家庭課(健康福祉会館内)
	瑞浪市	8月16日(金) 12:00-16:00	保健センター1階 相談室1
飛騨圏域	恵那市	8月2日(金) 12:00-16:00	恵那市役所 西庁舎1階 相談室3
	高山市	8月6日(火) 12:00-16:00	高山市役所3階 302会議室
飛騨圏域	飛騨市	8月26日(月) 12:00-16:00	ハートピア古川2階 母子福祉室

就業支援講習会のご案内

受付は、4月25日に終了しましたが、パソコン講座等一部の講座についてはこれからの申し込みが可能です。詳しくは、センターにお問合わせください。



岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センターでは、他にも…

- ・就業相談 ・養育費等相談
- ・弁護士による無料法律相談
- ・ファイナンシャルプランナーによる無料家計相談
- ・臨床心理士等による無料こころの相談
- ・親子交流(面会交流)支援等を行っています。

スーツ等貸出し事業(岐阜市在住の方)

就職試験の面接等就職に関して必要なスーツ等無料貸出しをしています。

- ・女性用スーツ7号～19号
- ・女性用ジャケット
- ・男性用スーツ標準タイプ
- ・男性用ジャケット



その他支援

仕事・キャリアアップ・資格取得を応援します！

自立支援教育訓練給付金事業

雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座等を修了した場合、一定の割合で給付されます。

- ▶受講開始前に申請(講座の指定)が必要
- ▶対象者：児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある方
 - 一般教育訓練または特定一般教育訓練もしくは専門実践教育訓練等を修了した者
- ▶支給額・一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格者でない者
 - 受講に要した経費の60%(支給上限20万円、1万2千円を超えない場合は支給無し)
- ・専門実践教育訓練給付金の受給資格を有していない者
 - 受講に要した経費の60%(支給上限160万円、1万2千円を超えない場合は支給無し)
- ・雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格を有しているもの
 - 雇用保険法による一般教育訓練給付金等による支給額を差し引いた額(その額が1万2千円を超えない場合は、支給無し)

お問い合わせ先：福祉事務所

高等職業訓練促進給付金等事業

看護師や介護福祉士、言語聴覚士などの資格取得を目的に、修業する場合に給付されます。

- ▶修業開始前に相談が必要(受講開始後でも申請は可能ですが、支給期間が短くなる場合があります)
- ▶対象者：児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある方
 - 養成機関で6か月以上就業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ▶支給額：非課税世帯 月額100,000円(修業最終年次は月額140,000円)
 - 課税世帯 月額70,500円(修業最終年次は月額110,500円)
- ▶支給期間：修業期間の全期間(上限4年)

お問い合わせ先：福祉事務所

高等職業訓練促進資金貸付制度

入学準備金・就職準備金・住宅支援資金を貸し付けます。

- ▶入学準備金・就職準備金
 - ・高等職業訓練促進給付金の支給決定後、6か月以内に申請
 - ・貸付額：入学準備金50万円(上限)
 - 就職準備金20万円(上限)
- ▶住宅支援資金
 - ・母子・父子自立支援プログラムの策定を受けた後、申請
 - ・貸付額：入居している住宅の家賃の実費
 - 月額4万円(上限)

*その他詳細(利子、返済免除要件等)についてはご相談ください。

お問い合わせ先：福祉事務所

生活に必要な資金を応援します！

母子父子寡婦福祉資金貸付金

経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金貸付金を貸し付けます。

- ① 子どもが大学進学を希望しているので、お金が必要だ
- ② 専門学校に入学して、資格を取得したい
- ③ 技能習得のため学校へ通っているが、生活費が不足している
- ④ 現在両親と同居しているが、仕事の都合によりアパートに引っ越す予定がある

▶ 修学資金、就学支度資金

▶ 技能習得資金

▶ 生活資金

▶ 転宅資金

上記のほか、様々な状況に応じた資金を貸し付けています。また、貸し付け条件は資金により異なります。

お問い合わせ先：福祉事務所

